

子 産 (四)

山 岡 利 一

子産の政績事功を左伝以外に詳載するもの極めて珍稀である。諸子中に散見せるものあり、左伝の不備な点を補填するに足りうるものもありと言わねばならぬ。

(一) 申徒嘉と師伯昏無人を同じうす。

申徒嘉は兀者(邪によりて刑)なり。鄭の子産と同じく伯昏無人を師とす。子産、申徒嘉に謂ひて曰く、我先づ出れば則ち子止まれ、子先づ出れば則ち我止まらんと。其の明日又母(と)に合堂同席して坐す。子産、申徒嘉に謂ひて曰く、我先づ出れば、則ち子止まれ、子先づ出れば則ち我止まらんと。(前日の約束を反)今我將に出でんとす。子以って止まるべきか、其れ未だし。且つ子、執政を見て違らず、子は執政に齊しきかと。(鄭の執政たる自分と違ふとも避け譲らざるは執政と同格なりと思はるるか)申徒嘉曰く、先生の門閥より執政有る將んぞ此の如からんや、子は子の執

政を説びて而して人を後にする者なり。之を聞く、曰く、鑑明(か)かなれば則ち磨垢止まらず、止まれば則ち明らかならざるなり。久しく賢人と処(あ)れば、則ち過無しと。今子の取って大とする所の者は先生なり、而も猶ほ言(ことば)を出すこと是の如し、亦過たずやと。子産曰く、子既に是の若し、猶ほ堯と善を争はんとす。子の徳を計るに、以って自ら反るに足らざるかと。申徒嘉曰く、自ら其の過を状せずして、存(たも)す当(か)からずと以(か)へる者は寡し。奈何ともすべからざるを知って、之に安んじて命(いのち)に若(か)ふは、唯有徳者のみ之を能くす。羿の波中に遊ぶ、中央は中るの地なり、然り而して中らざる者は命なり。人其の足を全うするを以って、吾が足を全うせざるを笑ふ者衆し。我弗然として而して怒る、而かも先生の所に適(あた)れば、則ち龐然として返る。知らず、先生の我を洗ふに善を以ってすればか。吾夫子と遊ぶこと十九年にして、未だ嘗て吾が兀者なるを知らざるなり。今子と我と形骸の内に遊ぶ、子我を形骸の外に窺(うかが)ふ。亦過たずやと。子

産蹇然(不変)として容を改め貌を更へて曰く、子乃ち稱すること無かれと。(莊子 徳充符篇)

申徒嘉兀者也而与鄭子産同師於伯昏無人子産謂申徒嘉曰我先出則子止子先出則我止其明日又与合堂同席而坐子産謂申徒嘉曰我先出則子止子先出則我止今我將出子可以止乎其未邪且子見執政而不違子者執政乎申徒嘉曰先生之問固有執政焉如此哉子而説子之執政而後入者也聞之曰鑑明則塵垢不止止則不明也久与賈人处則無過今子之所取大者先生也而猶出言若是不亦過乎子産曰子既若是矣猶与堯争善計子之徳不足以自反邪申徒嘉曰自狀其過以不狀其過以不当存者寡知不可奈何而安之若命唯有徳者能之遊於羿之彀中中央者中也然而不中者命也人以其全足笑吾不全足者衆矣我弗然而怒而適先生之所則靡然而反不知先生之洗我以善邪吾与夫子遊十九年矣而未嘗知吾兀者也今子与我遊於形骸之内而子索我於形骸之外不亦過乎子産蹇然改容更貌曰子無乃稱

子産の師は何れの人か、伝に記載なし。右の文に拠れば、申徒嘉と同じく伯昏無人を師とするところがあるが、口莊子の列御寇の疏には伯昏瞀人は楚の賢士で号して伯昏瞀人といひ、隠者の徒なりとある、又列子口仲尼篇には列子を友人であると言っている。以上によつて観れば、莊子には「伯昏無人」とあり、列子には「伯昏瞀人」とある。何れが是なるか知る由もない。

(二) 奸情を黙察す

鄭の子産晨に出でて東匠の閭を過ぐ、婦人の哭を聞く。其の御の手を撫して之を聴くこと間あり。吏を遣りて執へて之を問はしむ。則ち其の夫を手絞せる者なり。異日其の御問ふて曰く、夫子何を以つて之を知れる。子産曰く、其の声懼る。凡そ人の其の親愛するものにおける始め病んで憂ふ。死に臨みて懼る。已に死んで哀しむ。今已に死せるを哭し、哀まずして懼る。是を以つて其の姦有るを知れり。

鄭子産晨出過東匠之閭聞婦人之哭撫其御之手而聽之有問遣吏執而問之則手絞其夫者也異日其御問曰夫子何以知之子産曰其声懼凡人於其親愛也始病而憂臨死而懼已死而哀今哭已死不哀而懼是以知其有姦也 (韓非子難三)

右の故事は如何な道理を説いているか。親愛なる者に対して、始め病みて憂え、死に臨んで懼れ、已に死して哀しむ。此の三段階は確かに前中後の次第であつて、容易に転移することができない道理である。如何にしてその婦人の哭声中に哀しますずして懼る氣を得得したのであるうか。これ子産にあらざれば弁ずる能わざる所である。彼子産はその御者の手を撫して之を聴き、これ即ち御者の車を停止せしめて行動するを制止し、又他面、擾動の風説を抑制したのであ

る。子産の洞察力と手腕は高く評価さるべきである。

(三) 鄆析の無法

鄆国相縣くるに書を以つてするもの多し。子産令して書を縣くることなからしむ。鄆析これを致す。子産令して書を致すことなからしむ。鄆析これに倚る。令窮りなくんば、則ち鄆析のこれに応ずるもまた窮りなし。これ可と不可と弁つなきなり。可と不可と弁つなくして、而も以つて賞罰す。その罰いよいよ疾くして、その乱いよいよ疾し。これ国を為むるの禁(治むる法)なり。故に弁ちて理に当らざれば則ち偽る。知りて理に当らざれば則ち詐る。詐偽の民は先生の誅するところなり。理なるものは是非の宗(本)なり。(呂氏春秋、離謂篇)

鄆国多相縣以書者子産書産令無縣書鄆析致之子産令無致書鄆析倚之令無窮則鄆析応之亦無窮矣是可不無弁也可不可無弁而以賞罰其罰愈疾其乱愈疾此為国之禁也故弁而不当理則偽知而不当理則詐詐偽之民先王之所誅也理也者是非之宗也

懸書は現在の壁新聞で、これは当局の是非得失を評論せるものである。鄆析は刑法家にして後世の悪徳三百代言であり、彼は巧みに刑法の制裁を避れんとして当局の応待に追なからしめた人物であった。

洧水は甚だ大なり。鄆の富人の溺れしものあり。人のその死を得

るものには、富人これを贖はんことを請ふ。その人、金を求むる、甚だ多し。以つて鄆析に告ぐ。鄆析曰く、「これを安んぜよ。人必ずこれを売るなし」と。死を得んとするものをこれを思へ、以つて鄆析に告ぐ。鄆析またこれに答へて曰く、「これを安んぜよ。これ必ず更に買ふところなからん」と。(呂氏春秋、離謂篇)

洧水甚大鄆之富人溺者人得其死者富人請贖之其人求金甚多以告鄆析鄆析曰安之人必莫之免矣得死者患之以告鄆析鄆析又答之曰安之此必無所更買矣

列子にも亦此事実を記載しているが略々相同じである。当時の刑法家は是非の理を翻弄し、人々には訴訟をするに際して彼に依頼せざるを得なかつた。鄆国が刑書を宣布せし後は国人は刑法家を求めて刑律に抵抗して、人権を保障せねばならなかつたのである。鄆析は今日の弁護士(辯護士)の鼻祖であり、当時法廷に出でて弁護する制度はなかつたが勝訴を求めんと欲する者、鄆析に頼らねばならなかつたのである。

鄆析両可の説を操りて、無窮の辞を設く。子産が政を執るに當りて、竹刑を作る(鄆析が竹刑を作る)鄆国之用ひて数々子産の治を難んず。子産之に屈す。子産執へて之を戮し、(執えて辱しめる)俄にして之を誅す。然らば則ち子産能く竹刑を用ひしにあらざり、用ひざるを得ざりしなり。鄆析能く子産を屈せしにあらざり、屈せざるを得ざりしなり。子

産能く鄧析を誅せしにあらず。誅せざるを得ざりしなり。(列子力命篇)

鄧析操兩可之説設無窮之辭當子産執政作竹刑鄧国用之數難子産之治子産屈之子産執而戮之俄而誅之然則子産非能用竹刑不得不用鄧析非能用子産不得不用子産非能誅鄧析不得誅也

鄧析は鄧国の人である。子産と時を同じうして存在した。左伝魯の定公九年、鄧の駟馱、鄧析を殺す。竹刑を用う。その時、子産已に卒して二十一年を経ている。呂氏春秋、列子の両書に鄧析は子産の殺すところとある。此の話は恐らく誤りであろう。その理由は、子産は言論の自由を抑制することを欲せず。左伝の「鄧人郷校に遊び、以って執政を論んず。然明、子産に謂ひて曰く、『郷校を毀たば如何と』、子産曰く、『何んぞ為さん、人びと朝夕して退きて遊び、以って執政の善否を議し、その善とする所の者は吾れ則ち之を行ひ、その悪とする所の者は吾れ則ち之を改めん、之を若何んぞ、之を毀たんと。』と。」(三十一) (左伝哀公三十二年) 子産の鄧析を殺せし人でないこと明らかである。(四) 次に「子産刑書を鑄る」西暦前五三六年(左伝昭公六年)。「駟馱竹刑を用ふ。」西暦前五〇一年。兩事件の差、三十余年、子産の鑄しものは金刑であり、駟馱用いしものは竹刑である。決して同一の事件ではない。又、鄧析は子産の殺せし者でないと不審を懐いていたことは劉歆の奏上書にも明らかである。

四 父責む

子産は子国の子なり。子産鄭君に忠なり。子国之を讒怒して曰く、それ、人臣に介異して独り主に忠ならんか。主賢明ならば、能く汝に聴かん。不明ならば、將に汝に聴かさざらんとす。聴くと聴かさざらんと未だ必ずしも知るべからず。而して汝已に群臣に離る。群臣に離るれば、則ち必ず汝が身を危うせん。徒に己を危うするのみならず。又且に父を危うせんとす。(韓非子、外儲説)

子産者子国之子也子産忠於鄭君子国讒怒之曰夫介異於人臣而独忠於主主賢明能聴汝不明將不汝聴聽与不聽未可必知而汝已離於群臣則必危汝身矣非徒危己也又且危父矣

左伝を按ずるに子国、西宮の難の時(魯の昭公二十年)子産未だ卿たらず、子産魯の襄公十九年に初めて卿となる。子国の死を距つこと既に九年。故に、右の文、韓非子外儲篇に載せる所は、事実に反している。

(五) 兄は酒に荒れ、弟色に耽る

子産鄭に相として国政を専らにすること三年、善き者は其の徳化に服し、悪しき者は其の禁令を畏れ、鄭国以って治り、諸侯之を憚る。兄を公孫朝といひ、弟を公孫穆といふ。朝は酒を好み、穆は色を好み、朝の室(冬)に酒を聚むること千鍾(六石四斗)麴を積みて

封(懸)を成し、門外百歩にして精潔(清徳)の氣、人の鼻を撲つ、其の酒に荒むに方りて、世道の安危(治世)の、人理の悔吝(人理)の室内の有無(有財)の、九族の親疎、存亡(生死)の哀樂を知らず、水火兵刃前に交ると雖も知らざるなり。穆の後庭に尿を比ぶ數十、皆雅齒美好の者(年少)を挾んで盈した。其の色に耽けるに方って親昵(親近)を屏け、交游を絶ち、後庭に逃れ夜日につぐ有様である。三月に一たび出づるも未だ意を満たさず、郷に処子(処女)の美好なる者有れば、必ず賄ひて之を招き媒して之を挑む。獲ずして後に已む。子産日夜以って戚と為す。密かに鄆析に造つて之を謀りて曰く、僞聞く身を始めて、以って家に及び、家を治めて以って國に及ぶと。此れ近きより遠きに至ることを言ふ。僑國を為むれば、則ち治る而して家は則ち乱る。其の道逆なるか。(其の道、古人の)將に突の方を以って二子を救はんとす。子それ之を詔よと。鄆析曰く、吾之を怪むこと久し。未だ敢へて先づ言はず。子突ぞ其の治を時にし噓すに性命の重きを以ってし、誘ふに礼義の尊を以ってせざる。子産鄆析の言を用ひて間に因りて以って其の兄弟に謁して之に告げて曰く、人の禽獸より貴き所以の者は智慮なり。智慮の將ふ所の者は礼義なり。礼義成れば則ち名位至る。若し情に触れて動き(情欲のままに)嗜慾に耽れば、則ち性命危し子僑の言を納れば、則ち朝に自ら悔いて夕に禄を食まん。朝穆曰く、吾之を知ること久し、之を挾ぶこと亦久し。

(酒色に耽ると禄位を得ると) 豈に若の言を待ちて而る後に之を識らん。凡そ生は遇ひ難くして死は及び易し遇ひ難きの生を以って及び易きの死を俟つ孰念すべけんや。(べからざる)而るに礼義を尊びて人に夸り情性を矯めて以って名を招かんと欲す。吾此を以って為すは死するに若かず。一生の飲を尽くし、当年の樂を窮めんと欲するが為に、唯だ腹溢れて口の飲を恣にするを得ず。加憊れて情を色に耽にするを得ざるを患へて、名声の醜、性命の危きを憂ふるに違あらざるなり。且つ若治國の能を以って物に夸り(人にほこ)説辭を以って我的心を亂し、榮禄もて我の意を喜ばしめんと欲す。亦鄙にして憐むべきならずや。我又若の身(と)之を別たんと欲す。(汝のために之を)夫れ善く外を治むる者(礼義を)は物未だ必ずしも治らず、(身を善くして天下)而して身交々苦しみ、善く内を治むる(性情の良を)者は物未だ必ずしも乱れず、性交逸す(各性のままに)。若の外を治むるを以ってすれば、其法暫く一國に行はるべくして、未だ人心に合せず、我の内を治むるを以ってすれば、之を天下に推し、君臣の道息むべし。(君もすることなく、民も安んじて其の然る)吾常に此の術を以って之を噓さんと欲す。若反って彼の術(外を治)を以って我に教ふるや。子産忙然以って之に応ずる無し。他日以って鄆析に告ぐ。鄆析曰く、子真人と居りて知らざるなり。孰れか子を智者と謂はんか。鄆國の治まるは個のみ、子の功にあらざるなり。(列子卷七楊朱)

子産相鄭專國之政三年濟者服其化惡者畏其禁鄰國以治諸侯傾之而有兄曰公孫朝有弟曰公孫穆朝好酒穆好色朝之室也聚酒千鍾積麴成封望門百步糴漿之氣逆於人鼻方其荒於酒也不知世道之安危人理之悔吝室內之有亡九族之親疎存亡之哀樂也雖水火兵刃交於前弗知也穆之後庭比屋數十皆挾稚齒媼者以盈之方其聘於色也屏親昵絕交游逃於後庭以昼足夜三月一出意猶未愜鄉有処子之緘蛟者必隨而招之媒而挑之弗獲而後已子産日夜以為戚密造鄆析而謀之曰僑聞治身以及家治家以及國此言自於近至於遠也僑爲國則治矣而家則亂矣其道逆邪將奚方以救二子子其詔之鄆析曰吾怪之久矣未敢先言子矣不時其治也噓以性命之重誘以禮義之尊乎子産用鄆析之言因間以謁其兄弟而告之曰人之所以貴於禽獸者智慮慮之所持者禮義禮義成則名位至矣若蝕情而動購於嗜慾則性命危矣子納僑之言則朝自悔而夕食祿矣朝穆曰吾知之久矣挾之亦久矣豈待若言而後識之哉凡生之難遇而死之易及以難遇之生俟易及之死可孰念哉而欲尊禮義以夸人矯情性以招名吾以此爲弗若死矣爲欲盡一生之歡朝當年之樂唯患腹溢而不得恣口之飲力飽而不得肆情於色不遑憂名聲之醜性命之危也且若以治國之能夸物欲以說辭亂我之心榮祿喜我之意不亦鄙而可憐哉我又欲与若別之夫善治外者物未必治而身受苦治內者物未必亂而性交逸以若之治外其法可暫行於一國未合於人心以我之治內可推之於天下君臣之道息矣吾常欲以此術而噓之若反以彼術而教我哉子産忙然

無以忘之他日以告鄆析鄆析曰子与真人居而不知也孰謂子智者乎鄭國之治固耳非子之功也

七穆中の公子公孫驥者淫逸である。洵に列子に記載してようである。唯、子産に兄弟無く、且つ七穆中にも亦「朝」と「穆」という名の者が存しない。過去において好酒家を横討すると「伯有酒を嗜んで寤室を造る。夜飲酒し、鐘を撃ちて朝に至るも已めず。」とあるが、これは公孫朝にも譲らざる例であり、好色に就てみれば「子哲と子南と徐吾犯の令妹を我が物にせんとして格闘に至り、その後、子哲驕縦にして誅殺せらる」という例がある。これ又公孫穆に劣らざるものと言わねばならぬ。だが子産の兄弟に關しての列子楊朱篇に見える記事の他の文献に見当らない。

丙 君臣交々戒しむ

鄭の簡公子産に謂ひて曰く、國小にして荆晋の間に迫る、今城郭完からず、兵甲備らず以て不虞を待つべからずと。子産曰く、臣其の外を閉するや(礼辭を以て辭絶の外遊の)已に遠く、その内を守るや(政を修め民を安んじて)已に固し、小国と雖も猶ほ危からざるなり。(自強の策を立てる)君それ愛ふるなかれと、是を以て簡公の身を没するまで患無かりき。子産鄭に相たり。簡公子産に謂ひて曰く、「酒を飲めども樂しからず、俎豆大ならず、鐘鼓芋瑟鳴らず寡人の事なり、國家定らず

百姓治らず、耕戰鞫睦せず、亦子の罪なり。子職有り寡人亦職有り、各々其の職を守らんと。子産退きて政を為す。国に盜賊なく道遺ちたるを拾はず、桃葉街に陰へども扱る有るなし。雖刀道に遺す三日にして反るべし。(三日の後にでも遺したる如に)三年変せずして、民に飢無し。(韓非子、外儲篇)

鄭簡公謂子産曰国小迫於荆晉之間今城郭不完兵甲不備不可以待不虞子産曰臣閉其外也已遠矣而守其内也已固矣雖小国猶不危之也君其勿憂是以没簡公身無患子産相鄭簡公謂子産曰飲酒不樂俎豆不鐘鼓琴瑟不鳴寡人之事不一(説苑不二)国家不定百姓不治耕戰不輯睦亦子之罪子有職寡人亦有職各守其職子産退而為政五年国無盜賊道不拾遺桃葉陰於街者莫有扱也雖刀遺道反三日可三年不變民無飢也

鄭の簡公子産に謂ひて曰く、酒を飲めども之れ楽しからず、鐘鼓鳴らざるは寡人の任なり、国家義あらず、朝廷理あらず、諸侯と交りて志を得ざるは子の任なり、子寡人の楽に入るなく、寡人子の朝に入る無し、是れより以来子産鄭を理め城門閉さず、国に盜賊無く、道に餓人なし、孔子曰く、「若し鄭の簡公衆を好まば、鐘を抱えて朝すと雖も可なり」。(尸子君治篇)

鄭簡公謂子産曰飲酒之不樂鐘鼓之不鳴寡人之任也国家之不義朝廷之不理与諸侯交不得志子之任也子無入寡人之楽入寡人無入子之朝自是以來子産理鄭城門不閉国無盜賊道無餓人孔子曰若鄭簡公之好

衆也雖抱鐘而朝可也

子産鄭に相たり、簡公、子産に謂ひて曰く、内政出づるなく、外政入るなかれ、それ衣裳の美ならざる車馬の飾らざる、子女の潔ならざるは、寡人の醜(恥辱)なり。国家の治らざる封疆(四境)の正しからざるは夫子の醜なりと。子産鄭に相として、簡公の身を終ふるまで、内に国中の乱無く、外に諸侯の患なし。(説苑 政理篇)

子産相鄭簡公子産曰内政毋出外政毋入夫衣裳之不美車馬之不飾子女之不潔寡人之醜也国家之不治封疆之不正夫子之醜也子産相鄭終簡公之身内無国中之乱外無諸侯之患也。

鄭の簡公は左伝にあつて言論の發表がない。そこで彼を木偶でなければ、痴啞であるとか、暗愚無能でなければ権力を持たざる人であると極言するものさえある。子産は国を治めること魚を煮るが如く巧みである。古の盛世と雖も実に鄭に過ぐるものはない位である。之を補充すれば世界的な政治家となすも決して遜色はない。彼子産は法治を以つて政治の中心となし、能く此の偉績をおさめることができたのである。後世の治道を論ずる者此の点に留意するもの鮮き(あま)は甚だ怪しむべきことである。

(四) 乘輿を以つて人を濟す

子産鄭国の政を聴く。その乘輿を以つて人を溱洧(二つの名)に濟す。

孟子曰く、恵(私の恩を施して人に利益を与えることが能く細だ)にして政を為すと知らず。歳(一)の

十一月に徒杠(徒歩で渡る)成り、十二月に輿梁(車を通行させ)成る。民未だ渉るを病まず。君子は其の政を平にせば、行くに人を辟(おど)くも

(通行人を左右に押除けても)可なり。焉んぞ人人にして之を濟すを得ん。故に政を為す者人毎にして之を悦ばしむれば日亦足らず。(孟子離婁下)

子産聰鄭国之政以其乘輿濟人於溱洧孟子曰恵而不知為政歳十一月徒杠成十二月輿梁成民未病渉也君子平其政行辟人可也焉得人人而濟之放為政者每人而悦之日亦不足矣

景差鄭に相たり、鄭人冬水を渉る者あり、出でて脛寒ゆ。後に景差之を過ぎ、陪乘(副乘)を下して之を載せ、覆ふに上衽(車上の)を以つてす。晉の叔向之を聞いて曰く、景子人の國相と為る。豈に固ならずや。(固陋)吾聞く、良吏之に居れば、三月にして溝渠修り、

十月にして津梁(渡場)成り、六畜(馬牛豕犬)すら且つ足を濡らさずと。而るを況んや人をやと。(說苑 政理篇)

景差相鄭鄭人有冬涉水者出而脛寒後景差過之下陪乘而載之覆以上衽晉叔向聞之曰景子為人固相豈吾聞良吏居之三月而溝渠修

十月津梁成六畜且不濡足而況人乎

これ即ち孟子の言ふ所の子産乘輿を以つて人を濟すの事なり。叔向の時、鄭に景差無し、當に孟子を以つて正と為すべし。(困学紀聞卷八、孟子)

聞卷八、孟子)

此即孟子所言子産以乘輿濟人之事也叔向之時鄭無景差當以為正景

景差は戰國時代の人辭賦を好み、楚の公族大夫で未だ首つて鄭國に相であつた事實は認められない。說苑の文誤謬も甚しい。子産の鄭

の治政の時(田)都鄙章あり(四都と辺鄙とに車服)上下服有り(貧賤上下に制)田に封洧有り(田地に境界を)廩井に伍有らしむ(中田の畝舎及び井田とに)

(左伝襄公三十年)とあるように鄭國を建設して完備の状態に至らしめた。一橋の件の如きは微細な一事件にすぎない。若し毎日この

如きならば、その煩しさに勝えないであらう。だが孟子のいう所は為政者にとっては頂門の一針とすべきである。又札記に「子産は猶

ほ衆人の母のごときなり。能く之を食へども教ふることは能はざるなり。」(札記仲尼燕居第二十八)とある。是れは子産に関して真実を伝えていない。

恵にして人を愛するには礼法で民を符(しる)はさむでなければ行ふことはできない。子産の如きはそのよき例である。経書はよく事実と符合

せざるもの多く、故に帷卒に信んずべきでない。札記もその一例と言わねばならぬ。

四 子産の容貌

子産の容貌は左伝に記載せられておらず唯太平御覽三百六十三卷人事部四「形体」類に管子の文を引用して、「子産は日角(額の中央の骨が日)

の形に隆起して)なり」とある。子産管仲に後れること七十余年管仲は魯の僖公十五年卒去して居る。此の記事は後人の竄入するものなりという人もある。孔子家語に載する所、「孔子鄭に適かんとし、弟子と相失し、独り東郭門外に立つ、或る人、子貢に謂ひて曰く、東門外に一人有り、其の長、九尺有六寸、河目(上下皆平にし)、隆額(額は額なり)、其の頭は堯に似、其の頭は皐陶に似、其の肩は子産に似たり、然れども腰より以下禹に及ばざること三寸なり。孔子の肩はどんなであつたらうか、擬するものがないのである。

(九) 詩を賦して敵を卻く

晉人鄭を攻めんと欲し、叔嚮をして聘し、其の人あるか、人なきか(晋人の有無を)を視しむ。子産これが詩を為りて曰く、「子恵われを思ひ、裳を褰かきけて滑を渉る。子われを思はず、豈に他士なからんや」と。叔嚮帰りて曰く、「鄭に人あり。子産あり。攻むべからざるなり。秦荆近く、その詩異心あり、攻むべからざるなり」と。(子はわれを思わず、他に人がなからんか、符に秦楚に事えんとする故に異心あり、攻むべからずという) 晉人乃ち鄭を攻むるを緩めたり。孔子曰く、「詩に云ふ『就まき無からんや、惟の人あり』と。子産一たび稱して鄭国免れたリ」と。(人君の國を治むるときは強きことがなからんか。賢を得れば、則ち困強し、惟の人とは、時に子産をいう) (呂氏春秋、求人篇)

晉人欲攻鄭令叔嚮聘焉視其有人与無人子産為之詩曰子恵思我裳褰

涉滑子不我思豈無他士叔嚮帰曰鄭有人子産在焉不可攻也秦荆近其詩有異心不可攻也晉人乃緩攻鄭孔子曰詩云無競惟人子産一稱而鄭国免

子産は鄭国の信賴せし人物である、また一方では叔嚮は子産を欽重せし人である。子産の賦する所の詩を聴きて敢えて鄭を攻めず、これ鄭国の安泰は子産に負うところ大である。晉は則ち覇を制せんと欲せば必ずまづ鄭を服せしむるにあると考えていた。

(十) 子産の祠堂

論語憲問に「東里の子産之を潤色す」又列子仲尼に「鄭の圃沢に賢多く、東里に才多し。」子産世々東里に居宅を構えていたことは疑義を挟む余地はない。新鄭県志に「今の県の東に此跡なし、洧川の朱曲鎮に東里岡有り、子産の祠は正に鄭の東部の地なり。疑らくは当に此を以つて拠とすべきも、前人の論及する者なし。志に附して以つて考を俟つ。」志書に拠れば地名方位能く符合している。史記循吏子産列伝集解に云う「皇覽に子産の家、河南新鄭に在り城外の大家是なり」と、ある。又鄭の世家正義に丘う「括地志にいう『子産の墓は新鄭県西南三十五里に在り』と。鄭道元の水経の注に『子産の墓溱水の上に在り、石を累ねて方墳たり、墳の東北は鄭城に向く。』」

注(一) 子産刑人と同伴せんことを嫌つてかくいつたのである。

(一) 莊子列御寇「列御寇之齊、中道而反、遇伯昏瞀人、(魯)伯昏瞀之賢士、号曰伯昏瞀人、隱者之徒也」

(二) 子列子既師壺丘子林、友伯昏瞀人、

(三) 鄭人游于鄉校、以論執政、然明謂子産曰、毀鄉校如何、子産曰、何為夫人朝夕退而游焉、以議執政之善否、其所善者吾則行之、其所惡者吾則改之、是吾師也、若之何毀之

(四) 三月鄭人錫刑書、叔向使詒子産書、

(五) 鄭駟黜殺訖析、而用其竹刑、(左伝魯定公九年)

(六) 子国為司馬、冬十月戊辰、尉止司臣侯晉堵女父子師僕帥、賊以入、晨攻執政于西宮之朝、

(七) 鄭伯有善酒、為窟室、而夜飲酒、擊鐘焉、朝至未已、(左伝襄公三十年)

(八) 鄭徐吾犯之妹美、犯鄭大夫也、筮曰成元、年伝主師敗績于徐吾氏、(左伝昭公三十年)

注云、鄭公子有食、諱於徐吾之郷、後以為氏、獨則子南子、留爭、同性之女、以為室也

(九) 使都鄙有章、上下有服、田有封洫、廬井有伍、(左伝襄公三十年)

(十) 子産猶衆人之母、能食之、不能教也、(礼記卷二十八、仲尼燕居篇)

(一) 管子曰子産日角、(太平御覽人事部四、形體)

(二) 孔子適鄭、與弟子相失、獨立東郭門外、或人謂子貢曰、東門外有二人、焉其長九尺有六寸、河目隆額、其頭似鸞、其頸似犀、其肩似子産、然自腰以下不及禹者三寸、(孔子家語卷五困誓第二十二)

(三) 今東無此跡、而洧川之朱曲鎮有東里岡、子産祠、正鄭東部地也。

(四) 皇覽曰子産家在河南新鄭、城外大家是也。

(五) 括地志云、子産墓在新鄭東南三十五里。

(六) 括地志、五百五十卷、序略五卷、唐貞觀十二年魏王泰が著作郎蕭德言秘書郎顧胤等に命じて撰せしめ四年を経て成る。今佚す。清、孫星衍、史伝中よりその逸文を輯めて八卷としたのが今本である。

(七) 子産墓在涇水上、累石為方墳、墳東北向鄭城。